令和5年度地下水の水質常時監視における汚染井戸の周辺調査結果について

　令和5年度の地下水の水質常時監視においてクロロエチレンが新たに環境基準を超えた井戸（令和5年10月20日公表済）及び砒素が新たに環境基準を超えた井戸（同年11月16日公表済）について、汚染原因の究明及び汚染範囲の確認をするため、当該井戸周辺の事業場の有害物質使用状況調査と当該井戸及びその周辺井戸の水質調査を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

１　中区栄一丁目の周辺井戸調査結果

　(1) 調査日

　　　令和5年11月28日、30日

　(2) 調査項目

　　　クロロエチレン及びその親物質（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン）

　(3) 調査結果

　　　当該井戸及び周辺井戸3本について水質調査を行った結果、当該井戸で環境基準を超過していました。

　　　また、調査地点及び周辺の事業場において、クロロエチレン等の使用状況について調査しましたが、汚染原因の特定には至っておりません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 単位：mg/L

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　在　地 | | 中区栄一丁目  （当該井戸） | | 中区  栄二丁目 | 中区  錦二丁目 | 中区  栄一丁目 | 地下水の  環境基準 |
| 当該井戸からの距離 | | ― | | 南東 450 m | 南 100 m | 北東 700 m |
| 用　　　途 | | 一般飲用 | | 生活用水 | 生活用水 | その他 |
| ストレーナーの位置 | | 117 - 122.5,  124.5-130 m | | 82- 94,  106-112,  118-124,  156-165,  171-183 m | 95.5-104.5,  128.8-134.8,  135.9-139.9,  145.5-159.5,  171.3-180.3,  201 - 211 m | 585-621 m |
| 調　査　日 | | 9月15日 | 11月28日 | 11月28日 | 11月30日 | 11月30日 |
| 調  査  項  目 | ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | **0.0067**  **（3.4倍）** | **0.0035**  **（1.8倍）** | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | 0.002 以下 |
| 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | < 0.01 | 0.1 以下 |
| 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 0.005 | 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | < 0.004 | 0.04 以下 |
| ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | 0.01 以下 |
| 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | 1 以下 |
| 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | 0.006 以下 |
| ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | 0.01 以下 |

※太字は環境基準を超過していることを示しており、（　）内は、環境基準に対する倍率です。

※当該井戸は、ろ過装置により浄化処理して使用されています。

２　中川区中島新町一丁目の周辺井戸調査結果

　　周辺に井戸がないため、水質調査は実施しませんでした。

　　一方、調査地点及び周辺の事業場において、砒素及びその化合物の使用状況について調査しましたが、汚染原因の特定には至っておりません。

３　今後の対応

　　今回の調査結果では、周辺井戸において環境基準を超えた汚染は見られませんでした。

　　環境基準を超えた井戸については、今後も定期的な監視を行います。

＜参 考＞

環境基準を超過した物質の毒性について

**【クロロエチレン】**

毒性：　労働者を対象とした疫学調査や症例報告の多くで、塩化ビニルモノマー（クロロエチレンの別名）が肝臓の血管肉腫の発生を増加させたと報告されています。国際がん研究機関（IARC）はグループ１（人に対して発がん性があるもの）に分類しています。

出典「2012年版　化学物質ファクトシート」

（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）